



「労働者により多くの発言権を」と主張するパタゴニアで雇い止め



地球にはやさしいが、非正規雇用の社員にはやさしくなかった？米アウトドア用品大手パタゴニアの日本支社で7月11日、パート従業員らが労働組合を結成した。雇用期間を5年未満とする「不更新条項」の見直しを求めていくという。

労働者の権利を尊重するパタゴニアで「雇い止め」

パタゴニアは環境保護に極めて熱心だけでなく、労働者の権利も尊重している企業として全世界に知られている。同社のホームページでも「労働者により多くの発言権を」を掲げ、途上国の生産者と先進国の消費者が対等な立場で貿易する「フェアトレード」の重要性を訴えている。

ところが今回は「お膝元」である直営店舗スタッフから労働者の権利保護を求められた格好だ。報道によるとパタゴニア日本支社は弁護士を通じて「新しい人を採用してフレッシュにしていきたい」と回答したという。

厚生労働省の「解雇や雇い止めに関するルールについて」では、「有期労働契約の締結に際し、更新の有無や更新の判断基準を明示」することを義務付けているが、パタゴニア日本法人は採用の際に口頭で説明し、労働条件を記載した通知書も手渡している。法的な問題はなさそうだ。

法的に問題はなくても、ブランドイメージに影響が

ただ、同ルールには「有期労働契約が1回以上更新され、かつ、1年を超えて継続勤務している有期契約労働者について、有期労働契約を更新しようとする場合には、契約の実態及び労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければなりません」とある。

文字通り解釈すれば、同社の有期雇用契約が5年間有効で更新されていないのなら問題はない。ただ「1年契約で最長5年間」という条件であれば、1年間以上勤務している非正規雇用社員は「契約期間をできる限り長くするよう努めなければならない」対象となる。

同社は雇い止めを「無期転換逃れ」には当たらないと主張している。法的に問題はなくても、「環境と人にやさしい」同社のブランドイメージが傷つくのは間違いない。今回発足した労組は約760人の従業員中、わずか4人程度。それにもかかわらず報道各社に大きく取り上げられたのも、「あのパタゴニアが？」と注目される同社の高いブランドイメージがあればこそだろう。

パタゴニアは自社ホームページ内で労働者の権利保護を訴えている（同社ホームページより）

同社は「従業員が労働法規に基づき権利を行使することは尊重したい。今後も労組や従業員に誠実に対応していく」とコメントした。社会問題への提言などで支持者が多いパタゴニアだけに、日本での事業を成長させるためにもブランドイメージを傷つけない解決が求められる。

文：M&A Online編集部

関連記事はこちら・日本アンテナ、希望退職に36人応募 予定数を3割下回る・加藤製作所、希望退職

に予定数を2割上回る119人応募